

南浦和コミュニティセンターだより

〒336-0016 南区大谷場 2-6-25 TEL&FAX 048-886-5856

<https://saitama-culture.jp/minamiurawa-com/>

手続後都合が悪くなった場合の方法



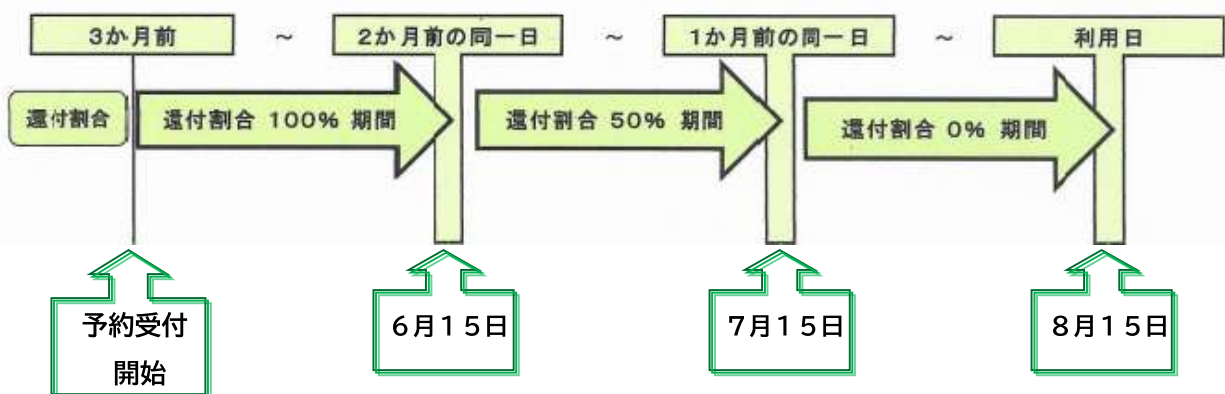
〈変更申請〉

- ・利用日の1日前まで変更出来ます。
- ・変更によって使用料が不足している場合は、差額を徴収いたします。
また、余分の使用料は返金できませんので、ご了承ください。
- ・変更回数は1回までです。
- ・必要書類 → 利用許可書

〈還付申請〉

- ・代表者及び代表者より委任を受けた方のみ申請可能。（委任を受けた場合は、**委任状**が必要です。代表者が記入。）
- ・必要書類 → 還付申請書、利用許可書、本人を確認できるもの

還付割合



〈取消〉

当日まで受付します。
なお取消のキャンセルは出来ないので慎重にお願いします。



他館申請のお知らせ



さいたま市文化復興事業団が管理しておりますコミュニティ施設の施設使用料について、ご利用になる施設に行かなくても、お近くの施設窓口にて事前にお支払いができます。

＊現金・各種キャッシュレス対応

お支払い受付時間 9：00～20：00 まで

【注意事項】

- ・「さいたま市公共施設予約システム」（施設区分：コミュニティ施設）に利用者登録されている方が対象となります。

＊コミュニティ施設では、営利を目的とした活動の利用者登録は行えません。

- ・武蔵浦和コミュニティセンターは、当事業団の管理施設ではないため他館申請の対象外となります。あらかじめご了承ください。
- ・施設の窓口のみの予約申込となっている貸出施設（多目的ホール等）では、他館申請はご利用いただけません。
- ・附属設備の予約申込、還付申請・変更申請等は、ご予約されている貸出施設の窓口で手続きをお願いいたします。

休館日のお知らせ

- ◆ 8月24日（月）は定期清掃・館内保守点検のため施設の利用はできません。
受付は通常通り行っております。

